

# 刑事訴訟法

平成23年2月20日（日） 15:50～17:50

## 解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の事例を読んで、問いに答えなさい（配点：100点）。

Xは、平成22年8月8日午後3時50分ころ、熊本県公安条例違反（デモ行進の許可条件違反）の容疑で現行犯逮捕され、午後4時10分ころ熊本東署に引致された。Xの妻から連絡を受けた弁護士Aは、午後4時55分ころ、東署に赴き、捜査主任官のB警備課長に対し、Xの弁護人になろうとする者として接見に来た旨を告げ、Xとの即時の接見を申し出たところ、同課長は、Aに対し、Xを取調中なのでしばらく待ってほしい旨の発言を繰り返した。午後5時ころ、Bは、Xの取調状況を再度確認し、留置主任官であるC警務課長と接見などにつき協議し、接見させる場合は接見室で行うこと、食事時間の前後は警護体制が手薄になるから接見させないことなどを確認した。その後Bは、午後5時30分ころ、取調を行っていたD巡查部長に対し、Xの取調を一時中断して留置場において食事をさせた後、再び取調をするよう指示した。DはXを留置係の警察官に引き渡し、その際、夕食後に再度取調を行う予定があるので夕食が終わったら連絡がほしい旨、留置係の警察官に伝えた。午後5時45分ころ、Bは、Aに対し、Xは現在食事中であり、食後に取調予定があるので接見させることは今日できない、接見の日時を翌日の午前9時30分から30分間に指定する旨伝えた。そこで、Aは午後6時ころ東署を離れた。Dは、午後6時10分ころ、Xの逮捕現場で実況見分を行っていた捜査員からの応援依頼を受け、その補助に赴いた。このため、Xの夕食は午後6時15分ころ終わっていたにもかかわらず、Xの取調は行われなかった。Dは午後8時ころ実況見分から戻ったが、Bは、この時点から取調を開始すれば深夜に及ぶおそれがあると考え、その日のXの取調を中止させた。

この捜査手続の適法性について論じなさい。

以上